

議事日程(第4号)

令和2年6月16日 午前9時00分開議

- 日程第1 議案第36号 令和2年度うきは市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第2 議案第37号 市有財産の貸付けについて
- 日程第3 議案第38号 うきは市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第40号 うきは市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第41号 うきは市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 日程第7 追加議案上程 意見第1号から意見第2号まで2件  
決議第1号 1件
- 日程第8 意見第1号 新型コロナウイルス感染症対策に係る財政措置を求める意見書(案)の提出について
- 日程第9 意見第2号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書(案)の提出について
- 日程第10 決議第1号 議案第36号 令和2年度うきは市一般会計補正予算(第3号)に対する附帯決議(案)の提出について
- 日程第11 閉会中の調査の申出について  
(総務産業常任委員会)  
・消防委員会との協議について  
・所管事務調査  
(厚生文教常任委員会)  
・屋形古墳群に関する調査  
・新型コロナウイルス感染症防止に関する学校教育環境の調査  
・所管事務調査
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第36号 令和2年度うきは市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第2 議案第37号 市有財産の貸付けについて
- 日程第3 議案第38号 うきは市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第40号 うきは市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第41号 うきは市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 日程第7 追加議案上程 意見第1号から意見第2号まで2件  
決議第1号 1件
- 日程第8 意見第1号 新型コロナウイルス感染症対策に係る財政措置を求める意見書（案）の提出について
- 日程第9 意見第2号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）の提出について
- 日程第10 決議第1号 議案第36号 令和2年度うきは市一般会計補正予算（第3号）に対する附帯決議（案）の提出について
- 日程第11 閉会中の調査の申出について  
（総務産業常任委員会）  
・消防委員会との協議について  
・所管事務調査  
（厚生文教常任委員会）  
・屋形古墳群に関する調査  
・新型コロナウイルス感染症防止に関する学校教育環境の調査  
・所管事務調査

---

出席議員（13名）

2番 組坂 公明君	3番 野鶴 修君
4番 竹永 茂美君	5番 岩淵 和明君
6番 鏝水 英一君	7番 熊懷 和明君
8番 佐藤 湛陽君	9番 上野 恭子君

10番 江藤 芳光君

11番 伊藤 善康君

12番 櫛川 正男君

13番 佐藤 裕宣君

14番 中野 義信君

---

欠席議員（1名）

1番 佐藤 茂和君

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局 長 石井 良忠君

記録係長 宮崎 恵君

記録係 加藤 裕介君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長 ..... 高木 典雄君

副市長 ..... 今村 一朗君

教育長 ..... 麻生 秀喜君

市長公室長 ..... 田籠 正規君

総務課長 ..... 中野昭一郎君

監査委員事務局長 ..... 佐藤 重信君

会計管理者 ..... 松岡 美紀君

市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長 ..... 石井 孝幸君

企画財政課長 ..... 山崎 秀幸君

税務課長 ..... 大石 恵二君

徴収対策室長 ..... 田尻栄三郎君

市民生活課長兼人権・同和対策室長 ..... 白石 孝博君

保健課長 ..... 原 廣正君

福祉事務所長 ..... 末次ヒトミ君

住環境建設課長 ..... 村岡 薫君

都市計画準備課長 ..... 緒方 寧君

水資源対策室長 ..... 吉松 浩君

うきはブランド推進課長 ..... 樋口 秀吉君

農林振興課長兼農業委員会事務局長 ..... 石井 太君

浮羽市民課長 ..... 出利葉隆之君

学校教育課長 ..... 瀧内 教道君

生涯学習課長 ..... 井上 理恵君

自動車学校長 ..... 高木 慎君

総務法制係長 ..... 宮崎 哲工君

財政係長 ..... 江藤 良隆君

---

午前9時00分開議

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。着席。

○議長（中野 義信君） ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1. 議案第36号

○議長（中野 義信君） 日程第1、議案第36号令和2年度うきは市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案の一部を総務産業常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、総務産業常任委員長の報告を求めます。11番、伊藤総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（伊藤 善康君） ただいま議題となりました議案第36号令和2年度うきは市一般会計補正予算（第3号）の所管に関する事項については、総務産業常任委員会に付託されましたので、審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会では、田籠市長公室長をはじめ、所管課長及び係長に出席を求め、歳入に係る費目の趣旨、内容及び係数を精査し、歳出に当たっては、具体的な執行計画及び費用対効果等について詳細にわたり審査を行いました。主な部分のみ報告をいたします。

2款1項7目財政調整基金費は、うきは市出身者よりコロナ対策に役立ててほしいとの寄附を頂いたため、地域振興基金に積み立てるものです。

2款1項14目地域コミュニティ推進費、備品購入費の増額は、各自治協議会に非接触型体温計を購入するものです。委員からは、学校に対する配置はどうなっているかとの質疑がありましたが、執行部からは、学校の配置は分かりかねるとの回答でありました。新型コロナウイルス感染症対策に係る体温計やその他の備品について、どこにどのような配置をしているのか、市全体を把握しておくべきとの意見が出されました。

17目新型コロナウイルス感染症対策費。主に議論となりましたのは、「特別家賃支援給付金」。事業者負担となる家賃の3分の1補助制度ですが、自己所有の家屋で事業を行っている者は救済できない制度となっています。一方で、今定例会の税条例一部改正により、収入の減少率に応じ、事業用家屋については固定資産税の軽減制度が新設されます。この両制度の不公平感を是正する策を検討すること、また、制度については分かりやすく市民に周知を図ることなどの意見が出されました。

次に、「コロナ対策サテライトワーク支援事業費補助金」についてです。この事業の目的は、「うきは市に泊まってもらう」そして「うきは市で食べてもらう」ことにより、うきは市内における経済活動を支援するものであります。まず、長期にわたり影響を受けている宿泊業者を最優先に事業を行っていくことなどの意見が出されました。これらの事業執行に当たっては、十分留

意するよう、強く求めるものであります。

次に、6款2項林業費は、木材利用促進助成事業費補助金の増額です。事業に伴う認定検査委託については、浮羽木材協同組合に委託しているものです。新型コロナウイルス感染症の影響により夏以降の住宅注文数が減少しており、住宅需要を喚起し、地域木材の利用促進を図るための増額との説明がありました。

7款商工費は、臨時経済対策商品券発行事業費補助金の増額です。新型コロナウイルス感染症対策に伴う支援策として、プレミアム率は県が10%、市が15%の25%に引上げ、発行金額は3億5,000万円です。そのうち1億円は、今回、感染防止策として、県内初の電子マネーで発行するとのことで、属性等の細かい情報が入手できることがメリットであり、今後の検証に期待しているとのことでした。

紙と電子の重複購入が可能とのことであるので、電子購入ができない人との不公平感が出るが、今回初めての施策であるので、今後は課題があれば改善し、意見を頂戴しながら施策に反映させていくとの説明でありました。

9款消防費は、県消防操法大会の中止に伴い関連予算を削減するものであります。

最後に、補正予算審査に当たっては、事前に可能な限り分かりやすい資料の提供をお願いしたいとの意見が委員よりありましたので、併せて報告しておきます。

以上、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決し、また全会一致で総務産業常任委員会として附帯決議を付すことに決しました。

○議長（中野 義信君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑はありませんか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） これは今回のコロナ対策につきましては初めてのことであり、委員会への質問というか、市への追加質問みたいになると思いますが、委員会で協議されたかどうかを含めてお尋ねいたします。

1点目は、今回のコロナ対策に伴う自治協、いわゆる行政区の避難所設営について伴う備品として、先ほど報告がありましたように、各自治協に非接触型体温計を1個ずつ購入するということが述べられました。その質疑の中で、学校に対する配置が問われたときに担当の部局が答えたのは、分からないと。それは市長がいつも言われている、横串が通っている状況ではないというふうに思います。その点は市長に対する質問みたいになるんですが、今後、どのように委員会としていかなきゃならないのかということと、2点目が、それに関連して、自治協のみならず自主防災組織の拠点となる行政区公民館への備品整備についての質疑、論議があったかお尋ねいたします。

それから、2点目は、17目13節の委託料で、テイクアウト・デリバリー事業プロモーション

ン支援業務委託料として90万円が組んでありますが、これに関連して、実は今回のコロナ対策で大変困ってある飲食業のところに行きましたら、昼のランチを出すようにしましたということで、頑張ってくださいと言われたときに、私に聞かれたのが、全国的に、特にうきは市でもそういうランチとかデリバリーの事業を進めているけれども、それに伴うプラスチックごみの増加が予想されるが、その点について議員として、市議会としてということもあるんだろうと思いますし、市として対策は考えてあるのかと言われて、実は何も考えてなかったのが今後考えますというふうに言いましたが、この13節の委託料の中でそのような論議があったのかどうかお伺いいたします。

○議長（中野 義信君） 伊藤総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（伊藤 善康君） 2点目から答弁いたしますが、2点目は全く話してません。

1点目は、国・県のあれで、今度、コロナが、密になると、避難所が。それで垂直避難とか、知人とか、そういうところに避難の方法を変えてきたですね。そういうことで、そのあたりまでは意見として出ましたが、あと、そこに各集落の行政区の公民館に体温計とか、そういう備品については意見として出てません。

○議長（中野 義信君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで総務産業常任委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

次に、本案の一部を厚生文教常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、厚生文教常任委員長の報告を求めます。8番、佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐藤 湛陽君） 報告する前に資料の確認をさせていただきたいと思えます。

先般、議案第36号の令和2年度うきは市一般会計補正予算（第3号）に対する厚生文教常任委員会修正案ということで、第1表歳入歳出予算表の一部を次のとおりに修正するというので、これを皆さん方に配付したと思えますので、これに目を通していただきたいと思えます。

それでは話していききたいと思います。

ただいま議題となりました議案第36号令和2年度うきは市一般会計補正予算（第3号）につきましては、当委員会の所管に関する部分が分割付託されておりました。慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過を主な部分のみ報告します。審査には関係部署の課長、係長に出席を求め、詳しく説明を受けました。

まず、2款1項17目新型コロナウイルス感染症対策費における備品購入費183万1,000円の増額については、ハンディ型サーモグラフィ8台を購入し、るり色ふるさと館、かわせみホール、白壁ホール、うきはアリーナ、スポーツアイランド、図書館、ふれあい荘及び保健課事業の8つに設置して新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施するものです。学校や福祉施設についてはどうかという質問があり、閉会中審査で取り組むことにしました。その間、学校への実態調査に取り組むことにしております。

次に、2款1項17目新型コロナウイルス感染症対策費における指定管理者休業要請等支援金1,275万円の増額については、うきはアリーナ、ゆうゆうセンター、それぞれの指定管理者に対して国の緊急事態宣言に基づく休業要請の指定対象施設となり、指定管理者の瑕疵なく休業を余儀なくされたため、当該期間における自主事業や利用料等の収入減少分を支援するものであると説明を受けました。

委員会では、細部にわたり質疑を行いました。本会議でも指摘がありました当該指定管理者の国・県の支援給付金制度の活用状況や協定書に基づく通知、協議状況などについてただしました。当該指定管理者からの通知はまだ到着しておらず、協議も今後行うとのことでした。国・県の支援給付金制度の活用状況についても今後の協議の際に確認していくということでした。

委員からは、支援は必要であるが、予算額の算出手順や算定方法を疑問視する意見、予算額の算定根拠が不明な項目を予算計上すべきではないとする意見、指定管理者からの協定に基づく通知もなく、協議も今後行われ、その後に支援額の精査をするのであれば、現時点における予算計上の必要性を疑問視する意見や、なぜうきはアリーナとゆうゆうセンターの2つの施設の指定管理者だけなのか、他の指定管理者への公平性を欠くとする意見もありました。

これらの意見を踏まえ、審査、検討を行った結果、支援は必要であるが、明確な算定根拠の下、柔軟に対応できるように原案の一部を修正すべきという結論に達しました。その修正案については次のとおりとします。

お手元に配付しました「議案第36号令和2年度うきは市一般会計補正予算（第3号）に対する厚生文教常任委員会修正案」を御覧ください。

右下にページを記載しています。修正案16ページ、2款1項17目19節、指定管理者休業支援金の1,275万円を削除しています。この削除により、補正額、合計、一般財源、節の金額及び17ページの合計をそれぞれ記載のとおり修正しています。

次に、修正案25ページ、14款1項1目予備費、補正額2万8,000円を1,275万円増額し、1,277万8,000円に修正しています。この修正により、合計、一般財源及び下段の合計をそれぞれ記載のとおり修正しています。

以上、2項目の修正に伴い、修正案4ページ、5ページの第1表歳出及び10ページの総括、

歳出の2款及び14款をそれぞれ記載のとおり修正しています。修正案の説明は以上です。なお、予備費から支援を行う際には事前に議会への十分な協議を求めます。

次に、2款1項17目新型コロナウイルス感染症対策費におけるドライブスルー型方式PCR検査導入等支援金100万円の増額について、新型コロナウイルス感染症状況の第2波等の感染拡大が発生した場合に、県が行っているPCR検査だけで検査数が足りなくなった際に対応するためのものです。

次に、3款3項1目生活保護等総務費336万円の増額について、生活困窮者自立支援事業における住宅確保給付金の対象者が拡大されたことによるものです。補助率は4分の3が国の補助となっています。委員会では、新型コロナウイルス感染症の拡大等の状況を踏まえ、休業等に伴う収入減少等による住居を失うおそれが生じている方についても給付対象となることの報告を受けました。新型コロナウイルス感染症の拡大等に伴う被害を含めた住居を失う危機にある方々に対しての支援となる必要な施策であるといえます。

次に、4款1項3目健康増進対策費43万6,000円の増額について、サージカルマスク5万8,000枚や手指消毒用アルコール120リットル、非接触体温計10本の購入費によるものです。委員会では市の備蓄していたマスクや手指消毒用アルコールが新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、市内学校、施設に配布したことにより減少し、現在の備蓄はマスク1万2,000枚程度となっており、感染症拡大防止のため、マスクや消毒用アルコールの確保や非接触体温計が必要であると報告を受けました。現在の新型コロナウイルス感染症の国内の感染状況や第2波の警戒等を鑑み、必要なものであるといえます。

次に、10款2項及び10款3項の教育振興費7,422万円の増額は、国が推進するGIGAスクール構想に伴う整備計画を国の方針に沿い、前倒しで小・中学校の全児童の端末を整備することによるものです。委員会では、新型コロナウイルス感染症拡大を機に国の方針が変更になり、国の補助の対象期間を令和5年度までから令和2年度までとされたことに伴い、令和5年度までの整備計画を令和2年度に前倒したことや地方自治体に生徒数の3分の1は自前で端末を整備するように求めていたが、臨時交付金を活用できることとされたことが報告されました。

委員からは通信環境についての質問や端末の更新等に伴う将来のランニングコストを含めて不安視する意見もありました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症で必要性が高まる遠隔学習にもつながると思われ、うきは市が得意とする分野を推進していくことは重要との認識で一致しました。

以上、各項目について慎重審査の結果、一部修正案を全会一致で可決、修正部分を除く原案についても全会一致で可決すべきものと決しましたので報告します。

○議長（中野 義信君） 報告が終わりました。



委員長の報告に対する質疑はありませんか。10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） それでは、今日、お尋ねしたいというか、ちょっと確認をさせていただきたいと思うんですが、アリーナ、ゆうゆうセンターのいわゆる今度の題名は、指定管理者休業要請等支援金1,275万円の件でございます。

今回の補正予算の重要な基軸は、新たに2款に17目を設けてのコロナ対策でございました。今回のこのコロナに対するうきは市全体の対応としては、感染防止対策、それから、やはり市内の中小零細企業の皆さんの経済を支援するというのが主体だったというふうに思っております。ところが、事前に説明もあってましたけど、申し上げる指定管理者の2業者、これについての支援をするという話になりましたが、私としても冒頭の本会議で申し上げましたけども、1つは今、緊急事態というものを踏まえて、アリーナ、これはもう大企業であります。ですから、優先順位からしてどうなのかという意見を出させていただいたと同時に、執行部のこの予算を提出する論拠に乏しい。この予算を通すならば、それなりの調査をし、認めてもらうような努力をしなければなりませんけど、ちょっとこれはどうかなという疑問が、今、委員長から報告があったようなことも含めて、私は異議を唱えておりましたので、この結果に対して否定するものでもありません。

ただ、お尋ねしたいのは、今後のことです。一番末尾に、今、説明のあったとおり、この予算を組み替えて、事実上、この支援金については予算を削ってというか、否決をしたと、それで予備費に組み替えたという手法を取られております。それはそれ、考え方で結構だと思うんですけど、お尋ねしたいのは今後のことです。今後のことが一番末尾に、なお書きで、予備費から支出を行う際には事前に議会へ十分な協議を求めますと。これも当然だというふうに思っております。

ただ申し上げたいのは、予算の原則からして、否決したということになると、執行部は何も動けない、何もできないという状態が出来上がるということを皆さんも御承知だと思うんですけど、だから結果としては協定書に基づく、アリーナのほうから何とか支援してくれという要請がない限りは、執行部は何も動けないということを承知の上のことだというふうに思うんですけど、そして、今後は予備費の支出を行う際にはということになりますから、もう予備費の充当執行を認めているということになるんですね。新たに予算を要求して議決を得るんじゃなくて、もう予備費を使っていいですよと、裏返せばですよ。かなり荒っぽい感じのほうに受け止めるんですが、なかなかこれ、手法としてどうなのかなと。ほかの方法も私なりにあったんですけど、もうこれを選択されておりますから。

こういうことで、具体的に言うと、アリーナから何とか支援してほしいと市長なりに要請があって初めて動かざるを得ないと。そうすると、そういう申入れがありましたから、議会に相談してよろしいでしょうということですから、結論は予備費の執行を認めたと、予算化を新たにする

んじゃないくて。それが1点です。その辺をちょっと見解を求めたいと思います。でないと、ちょっと何も執行部は動けずに、待っとくだけの状態ということが、原則上はそう出てきますから、そういうことだということでもいいかどうかを1つ。

もう一つは、これは否決されたということが事実ですから、組み替えしたといっても。否決をしたということがアリーナ当局に伝わっていくと、大企業ですから、そして今、解除はされたとはいえ、やっぱり利用する人というのは自粛して、なかなか経営が元に戻るというのは相当時間が要するだろうと思うんです。すると、ますます経営というのは逼迫してくるだろうというふうに思います。そうすると、ちょっと私の懸念ですけど、大手だから、それならいいですよと、もう引き上げましょうと、撤退しましょうと、そういう話に、ややもすると、こういう否決した実態の話が伝わると、なるかなという思いがしますので、その辺の対応の、予備費の関係とそういう話がもし万が一出てきた場合は、どう想定されてるかを1つ確認をさせていただきたいと思います。議論の内容で。

○議長（中野 義信君） それでは、委員長、なかなか意見としては難しい部分もあるようですから、委員会で検討されたことのみ報告をお願いしたらというふうに思いますが。佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐藤 湛陽君） それぞれ、これが相手によってから変わってくると思います。地元の業者だったら、やっぱりある程度せないかんし、相手が企業だったからこういう考え方になったという考え方もあるわけですよ。だから、1つ、この点については、もう厚生文教委員もこれはせないかんということになってるわけでございます。ただ、今言う、相手によって考え方が変わるということです。ただ単に今のは。（「いや、委員長、それ聞いてなくて、予備費の執行をどうしますかということも1点聞いてるんです」と呼ぶ者あり）予備費の執行につきましては、最後にうたわれましたように、委員会で再度協議をしながら、そこの予備費は考えていきたいと思います。

○議長（中野 義信君） 10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） この予算が、私も当然賛成するという意向です。可決されました委員会で調整じゃなくて、これは議会全体の責任になってますからね。議会全体の協議を全体にしないと、委員会だけの話じゃないということは、そういうことになりますので、その辺はひとつお願いしておきたいと思います。

○議長（中野 義信君） 佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐藤 湛陽君） 議会で十分な協議をするということにしておりますので、私がここでどうのこうのというわけにはいかんです。だから、議会で協議をするということでしょうか。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんでしょうか。6番、鍮水議員。

○議員（6番 鍮水 英一君） 関連になりましょうが、1点質疑いたします。

2款1項7目、修正案について。これはアリーナの件ですが、修正案について納得はいたします。ただ先日、市長が言っておられた契約、協定書約款について、この内容をちょっと確認されたのか。

それから、その協定書に基づいた、市長の言葉で、最悪の場合、企業コナミの撤退を視野に入れた発言が出ております。その委員会の中でこの件についてはどのような議論をされたのか、内容が分かればお願いします。

○議長（中野 義信君） 佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐藤 湛陽君） 内容のことは、私どもは資料としては30条と41条やったかな、それしかいただいておりません。私も確認しておりません、その前後については。

それとこの件については、なかなか今言ったごと、コナミと地元の人というような考え方をした場合、やっぱり普通考えるならば、大手だからもう何もかもよかろうという考え方、それと地元だったらやっぱりせないかんだらうという、従業員の問題もありますので、そこのところが難しかったわけでございます。

いいですか、答えにはなつとらんけど。

○議長（中野 義信君） 鍮水議員。

○議員（6番 鍮水 英一君） ……。

○厚生文教常任委員長（佐藤 湛陽君） だったら、竹永議員、説明をお願いします。ちょっとこの。

○議長（中野 義信君） 今、副委員長の竹永議員にということで委員長が言っておりますが。竹永厚生文教常任副委員長。

○厚生文教常任副委員長（竹永 茂美君） 鍮水議員からの御質問にお答えいたします。

まず1点目は、市長が言った契約についての内容ですが、第32条、不可抗力によって損失を被った場合には通知するものとするというのがありまして、その後、状況を確認した上で費用等の負担を決定するもの、そして、その協議の中には合理性が認められた範囲で定めるものとするのが第32条としてありました。そして、40条に、市が本協定内容を履行せず、また、これに違反したときはアリーナは指定管理者としての指定の取消しを申出ることができるという説明がありました。やはり最初は口頭ですのでなかなか分からなかったんですけども、一応文書を頂いたので、一応の理解を得たところです。

それから、2点目のアリーナの撤退について論議したかということにつきましては、論議を行いました。現在、アリーナの利用者がおられるということで、やはりそれについては市長が言われましたように、健康増進の面もありますし、25人中10人がうきは市の市民ということで、

雇用の問題もあるということで、その辺をある意味ではかんかんがくがく論議いたしまして、先ほど委員長が言われましたように、手続、それから算定根拠、それから合理性について全然資料がないものですから、その重要性は分かるけれども、やはりそれはきちんと求めていくべきだということで、撤退はしてもらっては困るという前提での話合いを行ったというふうに考えております。

以上です。

○議長（中野 義信君） 6番、鏈水議員。

○議員（6番 鏈水 英一君） ということは、今の委員長の御説明された、やってないと、協定書の確認してないと。副委員長はされたと。全体の7名の委員たちは、どっちですかね、されたんですかね。委員長はされてないって言ったですね。（「……全体的なことはしたわけですよ」と呼ぶ者あり）

確認はされたんですね。（「うん」と呼ぶ者あり）間違いないですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（中野 義信君） ほかにありませんでしょうか。2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 今回のこの指定管理問題については、私も一般質問させていただきましたので、ちょっと確認で、口述書の中、委員長報告の中に、1ページの中段より下のところに、各委員さんから予算額算出手順や算出方法に疑問視する意見から、その5行のどこ、これに対する執行部の答えはどうだったのかをちょっと教えていただければと思います。

はっきり言ったほうがいいですかね。ちょっと読み上げます。「委員からは、支援は必要であるが、予算額の算出手順や算出方法を疑問視する意見、予算額の算定根拠が不明な項目を予算計上すべきではないとする意見、指定管理者からの協定に基づく通知もなく、協議も今後行われ、その後に支援額の精査をするのであれば、現時点における予算計上の必要性を疑問視する意見や、なぜうきはアリーナとゆうゆうセンターの2つの施設の指定管理者だけなのか、他の指定管理者への公平性を欠くとする意見もありました」ということで、それに対する執行部の返答がありましたならお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中野 義信君） どんなですかね。これ、あくまでも委員会に対する質問ですから。

（「……があったならお聞かせいただきたい」と呼ぶ者あり）

委員会の中であつたら、委員長の答弁をお願いいたします。

○厚生文教常任委員長（佐藤 湛陽君） この件につきましては、あまりにもちょっと漠然と言うといかんけど、漠然だったので、そういう文言をさせていただいたわけでございます。だから、ここに書いておるように、指定管理者に基づく通知もなく何もなく、こちらからもうこういうふうな、ここに書いておるように、減少というような利用度も聞きました。お客さんの利用度とか、

そういうのを聞いてから、そういうのが減少してるということも聞きましたので、そういうことだから、あまりにも漠然だったからこれじゃあいかんということで、こういうふうな格好で書かせていただいたわけでございます。

竹永議員、何か補足。

○議長（中野 義信君） 竹永厚生文教常任副委員長。

○厚生文教常任副委員長（竹永 茂美君） まず手順につきましては、先ほど協定書の第32条にありますように、不可抗力の発生に起因して、乙に損害、損失の費用等が発生した場合、乙はその内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものということがあります。論議の中では、課長のほうが毎月月末に定例会を開き、いろいろ意見交換はしておりますが、先ほど言いましたように、詳細な書面の提出はありませんでしたので、手順ということの問題点を挙げております。

なお、算定方法なり、算定根拠につきましては、3年間の売上げといたしますか、指定管理料以外の収入の分が月400万円の3か月分で1,200万円ということでありましたけれども、必要ではない、例えば電気代とか、あるいはその他もろもろの部分があるから、その根拠と数字が上がってきていませんでしたので、その算定根拠や算定方法に疑義があるということ述べたところです。

また、あと、ゆうゆうセンターを含めて2つの施設に対する部分はありますが、指定管理の場所は、まだたくさんありますので、その点についても資料提供を頂きましたけれども、多分その他の施設に対しては特別予算化されてませんでしたので、そういう意味ではやはり全ての指定管理施設に被害があれば申出てください。恐らく協定書も同じものだろうと推定されますので、内容や程度の詳細を記載した書面を出してくださいということを求めましたかということについては、求められてなかったような気がいたします。

それから、コナミでしたっけ、が、ほかの同様の施設があれば、その辺との比較をということであったんですけども、業者が変わったので分からないということでしたので、ちょっと他の施設との比較はできませんでした。

以上のようなことを委員会で論議をして、この結論に至ったわけであります。

○議長（中野 義信君） 委員会でのいろいろな検討された内容の一応報告がありました。

ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしということで、これで厚生文教常任委員長に対する質疑については終わらせていただきます。

委員長、自席へお戻りください。

それでは、これより議案第36号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案の厚生文教常任委員長の報告は一部修正です。まず、厚生文教常任委員会の修正案について起立により採決します。厚生文教常任委員会の修正案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中野 義信君） 起立多数です。御着席ください。したがって、厚生文教常任委員会の修正案は可決することに決しました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について起立により採決をします。修正部分を除くほかの部分について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中野 義信君） 全員起立で決定いたしました。したがって、修正部分を除くほかの部分については、原案のとおり可決することに決しました。

---

## 日程第2. 議案第37号

## 日程第3. 議案第38号

○議長（中野 義信君） 日程第2、議案第37号市有財産の貸付けについて及び日程第3、議案第38号うきは市税条例の一部を改正する条例の制定については総務産業常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、一括して総務産業常任委員長の報告を求めます。

11番、伊藤総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（伊藤 善康君） これより、議案2件はまとめて報告をいたします。

議案第37号市有財産の貸付けについて。ただいま議題となりました議案第37号について、審査の経過と結果を報告します。

旧姫治小学校土地・建物について、本年7月1日から5年間、無償で貸し付けるものであります。オートキャンプ場として有効活用し、地域活性化を図るとのことですが、地元とは意見交換会を重ね、了承をいただいております。利用者には棚田等の名所を巡っていただいたり、地元からはカフェの食べ物を供給いただいたり、地元からの雇用も数名考えており、地域経済効果が上がるようつなげていくとの説明であります。

施設改修等については、事前に相手方負担とすることを協議しておくべきとの指摘に対しては、市の責任で行うのはトイレ改修のみで、イベントや簡易宿泊に係る設備は業者負担とすることで合意できているとのことでした。また、耐震設計や消火栓設備については問題ないとの確認を行

っております。プールは消防水利であることから、有事の際使えるよう、その機能を保持しつつレジャーと併用していくとのことでありました。

うきは市には3つの谷に3校の廃校があります。全国的な動向を見ながら、総合的に施設の有効活用について対応するよう申し添えました。

審査の結果、異議なく全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号うきは市税条例の一部を改正する条例の制定について。新型コロナウイルス感染症対策に係る地方税法等の一部改正に伴い、うきは市税条例の一部を改正するものであります。

改正点は大きく6点ありますが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったイベントチケットの放棄払戻請求権相当額を個人住民税の寄附金控除の対象とする改正については、主催者が文科省に申請をし、認定を受けたものが市長が指定するものとなるということの説明がありました。市内イベントについて該当するものがあれば周知の必要があることから、調査してほしいとの意見に対し、調査するとの回答でありました。

また、今回の新型コロナウイルス感染症対策に伴う支援として、税法上でほかに何らか救済の方法はないのか調査し、支援策を検討してほしいとの意見が出されました。

審査の結果、異議なく全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（中野 義信君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括して受けます。2議案ありますので、質疑のある方は、議案番号を述べて質疑をお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第37号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第38号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

---

#### 日程第4. 議案第40号

#### 日程第5. 議案第41号

○議長（中野 義信君） 日程第4、議案第40号うきは市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第5、議案第41号うきは市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、厚生文教常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について一括して厚生文教常任委員長の報告を求めます。8番、佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐藤 湛陽君） ただいま議題となりました議案第40号うきは市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、厚生文教常任委員会にその審査を付託されてきましたので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、その審査の経過と結果について報告をいたします。

審査については、担当課長、係長の出席をいただき、詳しく説明を受け行いました。

今回の改正は、国の省令に基づく改正となります。改正内容は大きく2点あります。

1点目は、うきは市家庭的保育事業において保育の提供終了後も継続的に保育を提供する保育所や幼稚園などの連携施設の確保義務を緩和するものです。2点目は、居宅訪問型保育事業における保育の提供の規定を追加するものです。質疑では、うきは市での認可状況の確認がありましたが、市内での実施事例はないということで、特に異論なく議了となりました。

次に、議案第41号うきは市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。この条例については、国の内閣府令に基づく改正となります。改正内容は、特定地域型保育事業において、代替保育施設、卒園後の受皿となる連携施設の確保義務を緩和するものです。質疑では、うきは市での認可状況の確認がありましたが、市内での実施事例はないということで、特に異論なく議了となりました。

以上、慎重審査の結果、全会一致で、原案どおり可決すべきものと決しましたので報告いたします。



○議長（中野 義信君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括して受けます。質疑のある方は議案番号を述べて質疑をお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第40号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第41号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

---

## 日程第6. 請願第2号

○議長（中野 義信君） 日程第6、請願第2号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題とします。

本案は、厚生文教常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、厚生文教常任委員長の報告を求めます。8番、佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐藤 湛陽君） ただいま議題となりました請願第2号教職員定数と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請については、厚生文教常任委員会にその審査を付託されていたので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、委員会における審査の経過と結果について報告をいたします。

本請願の趣旨としては、1、計画的な教職員定数改善を推進すること、2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元をすることの2点であります。

学校現場の状況として、新学習指導要領により増加した授業内容や年々深刻化・複雑化する生活指導、特別な指導を必要とする子供たちへ丁寧な対応や新型コロナウイルス感染症対策、子供の個性が多様化し、保護者のニーズも様々で複雑化する中、今後ますます仕事量が増えることが想定されますので、教職員の定数改善は必要であると考えます。

財源については、小泉政権下の三位一体改革により、平成18年度から義務教育費の国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。これにより、地方自治体の厳しい財政状況を圧迫しています。本来、義務教育は国家の責任において実施するものであり、地域によって格差が生じることは許されません。教育の質や機会均等を維持するためにも、請願の趣旨は願意妥当と認め、全会一致により採択することに決しました。

以上、厚生文教常任委員会からの報告といたします。

○議長（中野 義信君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） お尋ねしたいんですけど、これ、もう毎年ずっと出し続けております。それはそれで内容的には、これ、私も賛同しますが、ただ教育長もいらっしゃいますけど、国の反応ですたいね、これだけ全国的に三位一体改革で3分の1に減らされて、よくよく耳にするんですよ、教職員の処遇に関わる。これは、ただ出し続けるということじゃなくて、この動きがどうなのかも把握して、今後、皆さんにお伝えいただきたいと思うんです。でないと、ただこれ出せばいいという印象も拭えませんか、ひとつこれは要望になりますけど、今後、その辺をしっかり動きをお伝えいただきたいと思います。

以上です。

○議長（中野 義信君） 佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐藤 湛陽君） しっかり確認させていただきたいと思います。（発言する者あり）

○議長（中野 義信君） 一応要望ということでございます。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は採択です。本案を委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、請願第2号は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

ここで暫時休憩とします。10時25分より再開します。

午前10時12分休憩

.....  
午前10時23分再開

○議長（中野 義信君） 再開いたします。

-----  
**日程第7. 追加議案の上程**

○議長（中野 義信君） 日程第7、追加議案の上程を行います。意見第1号から意見第2号まで2件、決議第1号1件を上程します。

-----  
**日程第8. 意見第1号**

○議長（中野 義信君） 日程第8、意見第1号新型コロナウイルス感染症対策に係る財政措置を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。

局長に議案の朗読をさせます。なお、意見書（案）の朗読は省略します。局長。

○事務局長（石井 良忠君） 意見第1号新型コロナウイルス感染症対策に係る財政措置を求める意見書（案）の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、うきは市議会会議規則第14条の規定により提出します。令和2年6月16日。うきは市議会議長中野義信様。提出者、うきは市議会議員岩淵和明。賛成者、うきは市議会議員竹永茂美。

以上です。

○議長（中野 義信君） 朗読が終わりました。

提出者から提案理由の説明を求めます。5番、岩淵和明議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） それでは、ただいま議題となりました意見第1号について御提案申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策に係る財政措置を求める意見書（案）について、提出者であり

ます私のほうから提案趣旨と内容を読み上げて提案をさせていただきます。

提案趣旨については、歴史的緊急事態となっている新型コロナウイルス感染のうきは市での感染防止と市民生活の安全・安心の確保が必要と考えます。新型コロナウイルスと共生しながら、うきは市民の新しい生活様式の促進を図りながら、国会と政府に対してそれに見合う施策の実施と財政措置を求め、うきは市議会としての意思を表明するもので、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

意見書の内容について、読み上げて提案させていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策に係る財政措置を求める意見書（案）。

政府は5月14日、4月7日要請の「緊急事態宣言」を福岡県を含む39府県解除し、5月25日には全国で解除されました。

うきは市民は、4月7日の宣言以降、市民の協力により、感染拡大防止の不要不急の外出・移動制限や公共施設の休館・イベント中止、学校の臨時休業などを実施し、現在まで新型コロナウイルス感染症の発生はなく推移しております。

それは、地域で大きな経済的損失を伴う中、市民が休業・自粛要請に応えた努力の結果であり、医療関係者をはじめ、学校・保育・福祉分野関係者が一体となって奮闘された成果だと考えます。

しかしながら、感染拡大の広がりを抑えても、新型コロナウイルス感染に有効な薬がないことから、引き続き十分な感染防止策を講ずる行動変容が求められております。

3月の臨時休校措置以降、緊急事態宣言解除後を含め、地域経済・市民生活ともに、死活的状況に窮しており、安全安心な暮らしを早期に回復するため、国による強力な対策の推進が不可欠と考えます。

うきは市議会は、国会及び政府に、次の事項について実現を図られるよう強く要望いたします。

1、PCR検査センターの拡充が必要であり、入院・外来も含めた医療体制を強化し、医療機関への財政的補償等及び地域医療提供体制の維持を図るため、財政支援を行い、確実な対策を講じること。

2、甚大な影響を受けている住民生活や地域経済に対し、創設された「地方創生臨時交付金」については、自粛に伴う補償措置を強化継続のため、地方公共団体が十分な支援を実施できるよう財源を拡充すること。

3、雇用保険被保険者に対する就労者の学校休校に伴う保護者の休業補償や、従業員の一時休業や勤務体制の変更等、休業補償のための手続きは、事業者が申請しやすい、迅速で簡素な手続きを図るとともに、中小事業者への周知徹底を行い、早期の審査と財政措置を改めて講じること。

4、学校の臨時休業に伴う児童・生徒の学ぶ権利を保障し、学習をはじめ諸活動に対し、感染防止に適する施設整備を図り、整備に見合う十分な財政支援策を講じること。

5、子ども・子育て・学童等支援施設及び介護老人福祉施設・障害者支援施設等の社会福祉施設における新型コロナウイルス感染防止に向けた「新しい生活様式」の実現を図るため、感染防止用具や施設改修に対する国の財政支援で整備できるように財政措置を講ずること。

6、新型コロナウイルス感染防止策で講じた社会的弱者に対する緊急支援策について、感染終息するまで期間を延長するなどの財政措置を講ずること。

7、移動自粛要請の影響により、果樹農家などの季節性観光農園の減収が見込まれることから、持続可能な農業生産を支える取組の推進を図ると共に、自粛要請に伴う減収に対する農家への直接補償の財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月16日。福岡県うきは市議会。

以上です。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

岩淵議員、自席へお戻りください。

お諮りします。意見第1号については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、意見第1号は可決することに決しました。可決しました意見書は、関係機関へ送付します。

---

## 日程第9. 意見第2号

○議長（中野 義信君） 日程第9、意見第2号教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）の提出についてを議題とします。

局長に議案の朗読をさせます。なお、意見書（案）の朗読は省略します。局長。

○事務局長（石井 良忠君） 意見第2号教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、うきは市議会会議規則第14条の規定により提出します。令和2年6月16日。うきは市議会議長中野義信様。提出者、うきは市議会議員竹永茂美。賛成者、うきは市議会議員佐藤湛陽、同佐藤裕宣、同櫛川正男、同上野恭子、同岩淵和明、同野鶴修。

以上です。

○議長（中野 義信君） 朗読が終わりました。

提出者から提案の理由の説明を求めます。4番、竹永茂美議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） それでは、今、議題となりました意見第2号教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）について説明を行いたいと思います。

私たちうきは市の子供たちのみならず、全国の子供たちが全て安全で安心して義務教育を受けることができるよう、また学校現場で働く全ての教職員が安心して子供の教育に当たることができるよう、国並びに関係行政機関に対し意見書をもって要請するものであります。うきは市の意見として、皆様方の御賛同をお願いいたします。

それでは、意見書（案）を御覧ください。途中で幾つかの追加説明をさせていただきます。なお、議員の皆様方には請願資料をお配りしましたので、最後のページ等の説明のときに見ていただければと思っております。

新型コロナウイルス感染症対策として3月に全国の学校で一斉臨時休業が行われて以降、4月には「緊急事態宣言」が出され、5月には宣言の継続が決定されて、学校の臨時休業が延長されました。その後、段階的に学校再開がすすめられていますが、学校現場では学びの保障や心のケア、感染症対策など教職員が不断の努力を続けております。

文科省が出された身体的距離の確保というプリントによりますと、ソーシャルディスタンスとありますが、本当はソーシャルよりもフィジカルディスタンスではないかなと思っております。ちょっと小さくて申し訳ありませんが、これが現状の40人学級の状況であります。

これが文科省が言ってますように、隣同士が2メートル、そして前後も1メートルという間隔になりますと、当然40人入ることは不可能で、縦1列置き、また横1列置きになりますと、40人入る教室では、結果的には20人しか入れないような状況があります。

今回、先ほども段階的の学校再開に向けては、うきは市の場合、分割登校といいますが、そのような状況でありましたし、学校では2クラスに分けての授業が開催されたということでもあります。しかし、6月1日からは平常どおりということで、例えば吉井小学校の5年生の場合、35名、今日聞きましたら、何かあと1名友達が増えそうだと半分喜んでいたんですが、普通教室では対

応できなくて、1.5倍の広さの音楽室を使われているということです。このような工夫がなされています。

意見書に戻ります。第2段落です。

学校現場では、新学習指導要領への対応だけでなく、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配措置ではなく抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数改善が不可欠です。

お配りしてます最後のページに定数がどのように変わってきたかが述べられております。私が就職しました1976年、昭和51年のときは、中段にありますように、45人学級でした。その後、40人に変わりましたが、その後もずっと変わっておりません。

本文に戻ります。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。うきは市では厳しい財政状況の中、独自財源により小学校1・2年生に「30人学級」の人的措置等を行っていただいております。しかし、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請でもあり、子供たちにとっての権利でもあります。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請するものであります。

記。

1、計画的な教職員定数改善を推進すること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和2年6月16日。福岡県うきは市議会。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣宛ての意見書となっております。

皆様方の御賛同をよろしく願います。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。11番、伊藤議員。

○議員（11番 伊藤 善康君） 1行目と2行目か、臨時休業ということで書かれてますが、学

校やけん、臨時休校ということではいかんとですか。

○議長（中野 義信君） 竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） すみませんが、今回はこれでいかせていただけますか。検討しておきます。（発言する者あり）

○議長（中野 義信君） それでは、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

竹永議員、自席へお戻りください。

お諮りします。意見第2号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、意見第2号は可決することに決しました。可決しました意見書は、関係機関へ送付いたします。

---

### 日程第10. 決議第1号

○議長（中野 義信君） 次に、日程第10、決議第1号議案第36号令和2年度うきは市一般会計補正予算（第3号）に対する附帯決議（案）の提出についてを議題とします。

局長に議案の朗読をさせます。なお、決議書の朗読は省略いたします。局長。

○事務局長（石井 良忠君） 決議第1号議案第36号令和2年度うきは市一般会計補正予算（第3号）に対する附帯決議（案）について。

議案第36号令和2年度うきは市一般会計補正予算（第3号）に対する附帯決議（案）を別紙のとおり提出する。令和2年6月16日。うきは市議会議長中野義信様。提出者、うきは市議会総務産業常任委員会委員長伊藤善康。

以上です。

○議長（中野 義信君） 朗読が終わりました。



提出者から提案理由の説明を求めます。11番、伊藤総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（伊藤 善康君） 決議第1号議案第36号令和2年度うきは市一般会計補正予算（第3号）に対する附帯決議について、お手元に配付の案文を読み上げて提案理由に代えさせていただきます。

議案第36号令和2年度うきは市一般会計補正予算（第3号）に対する附帯決議（案）であります。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、この数か月間で崩壊の危機に瀕する地域の絆、生活の糧等、経済の流れを取り戻すことが喫緊の課題となっている。市民等の生活を取り戻すためには、臨時交付金の増額など、財源の確保に向けて取り組むとともに、補正予算の執行に当たっては、次の事項に留意するよう強く求める。

1、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による中小企業・小規模事業所への「特別家賃支援給付金」給付に対し、自己所有の事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置とで、かけ離れた不平等が生じないように検討し、不公平感を是正する措置を講じること。

2、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による「コロナ対策サテライトワーク支援事業費補助金」については、長期にわたり影響を受けている旅館・ホテル等への事業を優先的かつ重点的に実施すること。

3、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、市民の暮らしと経済は容易に回復できない状況にある。緊急事態宣言の全面解除を機に、これまでの対応を再検証し、資金難に直面している市民・事業所等に対し、必要な支援策等を講じること。

以上、決議する。令和2年6月16日。うきは市議会。うきは市長様。

以上、全議員の皆様の御賛同をお願いいたします。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

お諮りします。決議第1号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、決議第1号は原案どおり可決することに決しました。

---

#### 日程第11. 閉会中の調査の申出について

○議長（中野 義信君） 次に、日程第11、閉会中の調査の申出についてを議題とします。

お諮りします。総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会からお手元に配付のとおり、それぞれ閉会中の調査の申出があります。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の調査とすることに決しました。

---

○議長（中野 義信君） 以上、全ての議案の審議が終了しました。

お諮りします。本会議において議決されました案件で、条項、字句、数字その他の整理が必要を要するものにつきましては、会議規則第45条により、その処理を議長に委任していただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。よって、議決された案件で、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任していただくことに決しました。

ここで市長から挨拶の申出がっておりますので、これを許します。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議長のお許しをいただきましたので、第2回市議会定例会閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

6月5日から本日までの12日間開会をいたしました第2回うきは市議会定例会におきまして、議員各位には、連日、慎重に御審議を賜り、衷心より敬意と感謝の意を表する次第でございます。

令和2年度うきは市一般会計補正予算（第3号）の議案におきましては、予算の一部修正及び附帯決議を受けた上での可決という厳しい御判断をいただきました。このことを真摯に受け止め、また御審議の際にいただきました御意見、御提言につきましても十分これを尊重し、検討いたしまして、今後の市政運営に心して務めてまいりたいと存じております。議員の皆様には大変御面倒をおかけいたしましたことを深くおわびを申し上げます。

先週木曜日に九州北部地域も梅雨入りとなりました。今後とも防災対策には万全を期してまいりますとともに、避難所の開設に当たりましては新型コロナウイルス感染症の防止についての配慮を十分行い、適切な運営に務めてまいりたいと考えております。これからますます暑くなつてまいります。議員の皆様におかれましては健康に十分留意されまして、うきは市の発展のために今後ともなお一層の御尽力を賜りますようお願いを申し上げます。閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中野 義信君） 報告します。9月定例会の開会日は9月4日金曜日、開会を予定していますので、御報告しておきます。

これをもちまして、令和2年第2回うきは市議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午前10時53分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

前議長 櫛川正男

前副議長 江藤芳光

議長 中野義信

署名議員 熊懐和明

署名議員 上野恭子